

## 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の部会長又は協議会の事務局長の指示を受け、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、資料の収集及び整理並びに調整素案の作成をするものとする。

### (組織)

第3条 分科会の組織は、別表のとおりとする。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 分科会長及び副分科会長は、分科会の構成員の中から専門部会の部会長が指名する。

### (役員の仕事)

第4条 分科会長は、会務を掌理し、分科会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、分科会を代表する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、年長の副分科会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、分科会長、協議会の事務局長又は専門部会の部会長が招集する。

2 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

3 分科会長は、必要に応じて、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の会議の結果について、専門部会及び協議会の事務局長に報告するものとする。

(作業リーダー)

第7条 分科会の庶務を処理するため、分科会に構成員の互選により、作業リーダーを置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、関係の分科会長及び副分科会長の協議により、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。



生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習課生涯学習グループリーダー主幹</li> <li>生涯学習課文化財グループリーダー主幹</li> <li>スポーツ課体育施設グループリーダー主幹</li> <li>図書館グループリーダー主査</li> <li>美術館グループリーダー主査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習課生涯学習課長兼女性青少年係長</li> <li>生涯学習課入ホーツ係長</li> <li>祖父江の森管理課課長</li> <li>祖父江の森管理課副課長兼温水プール係長</li> <li>祖父江の森管理課図書係長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育課課長兼社会教育係長兼社会体育係長</li> <li>社会教育課工舎</li> <li>社会教育課主任</li> </ul>
------	--	---	---